

1 ③ 「平等」とは、あらゆる点における絶対的・機械的な平等を意味するものではないため、合理的な理由に基づいて異なる取扱いをすることは、憲法 14 条 1 項に違反しないとするのが判例の立場である。

2 ② 国又は公共団体が適法な活動を行ったことによって国民に損害を与えた場合は、国家賠償の対象とならない。この場合には、公平の見地から、国又は公共団体がその損失を補償する損失補償制度が定められている。

3 ④ 本人の家族が、本人の利益のために犯人蔵匿罪及び証拠隠滅罪を犯したときは、情状によってその刑を免除することができる（刑法 105 条）。これは、親族間の道義又は人情を考慮した政策的な規定であり、親族以外の恋人や友人等に対しては適用されない。

4 ① 通常逮捕状の発付を裁判官に請求できる権限を持つ者は、検察官又は司法警察員であり、司法巡査は除かれる。また、警察官である司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られる（刑訴法 199 条 2 項）。

5 ⑤ 警察では、被害者の経済的負担を軽減するために、捜査の必要のために来署する費用や診断書料、初診料、緊急避妊薬費用などの経費を公費により負担する制度を設けている。

6 ⑤ 貸金業を営もうとする者は、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない（貸金業法 3 条 1 項）。登録を受けずに貸金業を営んだ者は、10 年以下の懲役若しくは 3,000 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される（同法 11 条 1 項、47 条）。

7 ④ 市民への応対中に幹部が来所した場合、幹部への報告等はその応対を済ませた後に行うなど、市民に不快の念を抱かせないように配慮する。

8 ③ 被疑者について、本件や余罪の捜査のために必要な場合には、積極的に被疑者から鑑定資料を採取して、DNA型鑑定を実施する。なお、余罪の捜査のために必要な場合とは、個別的具体的に余罪事件を把握している場合のほか、検挙した被疑者について、本件の罪種、手口、態様、被疑者の言動、所持品等のほか、関連地域における犯罪の発生状況等を総合的に勘案した結果、余罪の有無をデータベースで確認する必要性が認められる場合をいう。

9 ② 道交法 85 条 1 項参照。自動二輪車に係る第一種運転免許については、中型二輪免許という区分はない。

10 ① 政令指定都市とは、地方自治法 252 条の 19 第 1 項の規定により、政令で指定される人口 50 万人以上の市をいう。2018 年 3 月時点では、全国で 20 都市が指定されているが、高知市は含まれていない。